

人気  
講師

半日セミナー

「新事業承継税制」により後継者に無税で事業承継が可能に

# 中小企業の事業承継と 特例事業承継税制の徹底活用対策



【講師】

中田会計事務所  
所長 税理士

なかた けんいち  
中田 健一 氏

〈ここが重要ポイント!〉

- ・特例事業承継税制の適用を受けるには、認定支援機関の指導及び助言を受けて「承認計画」を作成する必要があります。
- ・提出期間は5年間に限られているので、すぐに非上場株式等を後継者に贈与する予定がなくても、まずは計画を提出しておくことをおすすめします。(計画提出後に贈与しなくても罰則はない)

## セミナーのねらい

- (1) 現行の事業承継税制を改良して、対象株式数を100% (現行: 発行済議決権株式総数の2/3)、相続時の猶予対象評価額を100% (現行: 80%) に拡大し、雇用確保要件 (現行: 5年平均80%維持) を実質撤廃、株式譲渡、合併、廃業時の減免措置等を追加した、新しい「特例事業承継税制」が創設されました。
- (2) 特例事業承継税制の適用は、「認定経営革新等支援機関の指導・助言」を受けて作成された「承継計画を都道府県へ提出することを条件」に、認められます。その対応は緊急を要するため、「承継計画の提出期間」は2018年4月1日から2023年3月31日までの5年間とされています。
- (3) 特例事業承継税制の創設を契機に、自社株式の評価と経営者自身の相続財産のたな卸に基づく相続税の試算をきちんとやり、今後の方向性を定めなければなりません。後継者の経営力を育み、会社の永続発展に繋げる実務対応を具体的にわかりやすく解説します。

日時

2019年

9/20

金

13:00~16:30  
<受付開始 12:30~>

会場

三重県教育文化会館

〒514-0003 津市桜橋2-142

TEL 059-228-1122

・JR、近鉄津駅東口から徒歩5分

・公共交通機関をご利用ください。

## セミナー内容

### 1 特例事業承継税制の概要

- (1) 後継者に無税で事業承継
- (2) 特例承継計画の事前提出が条件
- (3) 一般事業承継税制と特例事業承継税制の違い

### 2 特例制度を利用するための要件など

- (1) 適用を受けることができる先代経営者と後継者
- (2) 先代経営者は保有株式を一括贈与しなければならない
- (3) 贈与者と受贈者の範囲が拡大
- (4) 雇用確保要件の緩和と事業継続要件
- (5) 売却・合併による消滅・解散時の減免制度創設
- (6) 親族外への相続時精算課税の適用
- (7) 適用対象となる会社
- (8) 資産保有型会社及び資産運用型会社とその適用除外

### 3 特例事業承継税制の活用に向けて

- (1) 非上場株式等の納税猶予制度の全体像
- (2) 特例承継計画の確認申請書の書き方
- (3) 事業承継を成功に導く5つのステップ
- (4) 事業承継基本方針書の作成

### 4 特例制度を利用した場合の具体的な相続税について

- (1) 特例制度を「適用した場合」と「適用しない場合」の相続税の比較
- (2) 株式の承継時期 (贈与の時期) は株価の低い時の方が有利です
- (3) 株価引き下げ対策を考える

※セミナーの内容につきましては、一部変更になることがありますので、ご了承ください。

セミナーに関する詳しい  
内容はこちらから

百五総合研究所

<https://www.hri105.co.jp/>

検索

**HRI**  
株式会社百五総合研究所



## 講師プロフィール

中田会計事務所  
所長 税理士

なかた けんいち

中田 健一 氏

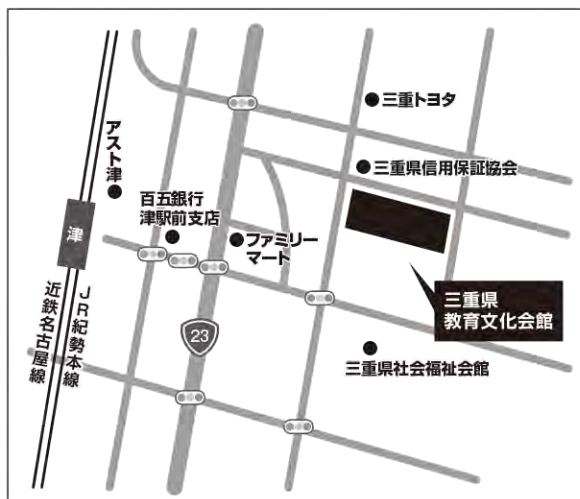
昭和54年税理士登録、独立開業。現在、数多くの企業や事業所の経営改善や税務指導を精力的に行い、明解な指導の経営・税務エキスパートとして評判が高い。企業の経営改善対策セミナー、事業承継・相続贈与対策セミナー、事業承継実践対策等多数。

## セミナー企画者からのひとこと

Check!

優しい笑顔で、元気がもらえる明るい講義。分かりやすく、知りたいポイントをついていると大好評のセミナーです。

## 会場案内図



## 受講料(1名さまにつき)

**特別会員** 3,240円 (うち消費税 240円)

**一般会員** 9,720円 (うち消費税 720円)

**非会員** 25,920円 (うち消費税 1,920円)

- ・テキスト代を含みます。
- ・当日ご欠席の場合、払い戻しは致しかねます。ご了承ください。

## お申込み方法

1. 本「受講申込書」にご記入のうえ、ファクシミリにて弊社宛にお送りください。折り返し、お申込責任者に受講票・請求書をお送りします。
2. 受講料は請求書が届いてからお振込みください。振込手数料は、貴社負担をお願い致します。
3. 領収書の発行は省略し、「振込金受取書」を領収書にかえさせていただきます。
4. セミナー当日、ご参加いただけない場合、代理の方に参加していただいで結構です。
5. 講義の録音、写真・動画の撮影などはご遠慮願います。

**お問合せ先** 株式会社 百五総合研究所  
〒514-8666 津市岩田21番27号 TEL. 059-228-9105

**お申込み先** **WEB** <https://www.hri105.co.jp/>  
**FAX** 059-228-9380

▲ FAX 059-228-9380 ▲

## 受講申込書

## 中小企業の事業承継と特例事業承継税制の徹底活用対策 [9/20]

ふりがな 会社名	-----		会員の別	特別会員 ・ 一般会員 ・ 非会員
	-----		T E L	-----
代表者名	-----		F A X	-----
	-----		従業員数	----- 人
住所	( 千 - )		● 質問にお答えします。事前に講師へご質問がありましたらご記入ください。	
受講者	所属	ふりがな	-----	
	役職	氏名	-----	
	所属	ふりがな	-----	
申込責任者	役職	氏名	-----	
	所属	ふりがな	-----	
	役職	氏名	E-mail	-----

### 【個人情報の取り扱いについて】

本申込書により収集された個人情報は、当セミナーの運営管理の目的にのみ利用させていただきます。また、当該個人情報は必要なセキュリティ対策を講じ、厳重に管理し、第三者に提供することはありません。尚、お申し込みいただいた方には、百五銀行および当社の新サービスや出版物などをご案内する場合がございます。

《銀行記入欄》